



# 長野県報

3月10日(木)  
平成28年  
(2016年)  
第2755号

## 目 次

### 告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障がい者支援課）	2
都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水課）	2
保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）	2
森林法に基づく保安林の指定（森林づくり推進課）	3
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（森林づくり推進課）	3
基本測量の終了（建設政策課）	3
公共測量の実施（建設政策課）	3
公共測量の終了（2件）（建設政策課）	4
車両制限令に基づく道路の指定（道路管理課）	4
土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定（4件）（砂防課）	4
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課）	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課）	6

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働課）	6
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（県民協働課）	7
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課サービス産業振興室）	7
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可（農村振興課）	8
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	8
特定調達契約に係る落札者の決定（情報管理課）	8
正誤（2件）（森林づくり推進課）	9

**長野県告示第131号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成28年3月10日

長野県知事 阿部 守一

## 精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
町立辰野病院	上伊那郡辰野町大字辰野1445-5	平成28年3月1日
なつめ薬局	北安曇郡池田町池田2537-40	平成28年3月1日
ケアーズ訪問看護ステーション ながのの看護	長野市大字栗田857-1 B B Bビル302号室	平成28年3月1日

保健・疾病対策課

**長野県告示第132号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成28年3月10日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害福祉サービスの種類
合同会社すえひろがり	すえひろがり	伊那市西箕輪大萱7976 メゾンドイズミ 2 1階C号室	平成28年3月1日	共同生活援助

障がい者支援課

**長野県告示第133号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年3月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称  
南箕輪村
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
伊那都市計画下水道事業 南箕輪村公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成5年2月1日  
平成33年3月31日まで
- 4 事 業 地  
(1) 収用の部分  
変更なし

## (2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

**長野県告示第134号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年3月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡中川村大草2881の10・2881の14・2882の4・2882の5・2882の9・2882の10（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、2881の4、2881の5、2881の7、2881の11、2881の12、2881の15、2882の2、2882の3、2882の11、2882の12

2 指定の目的  
土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第135号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成28年3月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

埴科郡坂城町大字上平字小網2694の2

## 2 指定の目的

落石の危険の防止

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び坂城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第136号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年3月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯山市（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第137号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年3月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

基本測量

（長野県北部を震源とする地震に伴う基準点改測、電子基準点現地調査）

## 2 作業期間

平成27年7月1日から平成28年2月26日まで

## 3 作業地域

長野市、北安曇郡白馬村

（長野県北部を震源とする地震に伴う基準点改測）

佐久市、松本市、塩尻市、駒ヶ根市、飯田市、安曇野市、茅野市、伊那市、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡佐久穂町、小県郡長和町、南佐久郡川上村、木曽郡木祖村、木曽郡木曾町、木曽郡王滝村、木曽郡上松町、木曽郡大桑村、上伊那郡箕輪町、下伊那郡大鹿村、下伊那郡阿智村、下伊那郡根羽村

（電子基準点現地調査）

建設政策課

## 長野県告示第138号

茅野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年3月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量（基準点設置測量、出来形確認測量）

## 2 作業期間

平成28年3月8日から平成28年7月31日まで

## 3 作業地域

茅野市

建設政策課

**長野県告示第139号**

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年3月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量

（1級基準点測量、3級基準点測量、4級基準点測量、3級水準測量）

## 2 作業期間

平成27年9月10日から平成28年3月1日まで

## 3 作業地域

長野市

**建設政策課**

**長野県告示第140号**

長野県上小地方事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年3月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

## 2 作業期間

平成27年8月5日から平成28年2月12日まで

## 3 作業地域

東御市

**建設政策課**

**長野県告示第141号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定します。

平成28年3月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道153号	駒ヶ根市赤穂12676番の3地先から駒ヶ根市下市場36番の10地先まで
一般国道153号	駒ヶ根市東町8番の13地先から駒ヶ根市赤穂14683番の1地先まで
一般国道153号	伊那市福島449番地先から上伊那郡箕輪町大字中箕輪11526番地先まで
一般国道153号	伊那市坂下3308番の1地先から伊那市山寺275番地先まで
一般国道152号	伊那市高遠町長藤428番の1地先から伊那市高遠町東高遠3番の1地先まで
一般国道361号	伊那市高遠町西高遠1647番の1地先から伊那市高遠町東高遠3番の1地先まで

## 2 指定する期日 平成28年4月1日

**道路管理課**

**長野県告示第142号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害警戒区域の名称

南村、光、野田、高萩、大口沢1、大口沢2、中村、上生野、長久保、梨子、荻の久保、峯方、池桜、矢越、名九鬼、柏尾、漆久保、底白、東北山、松留、庄部、花見、竹の花、木下、小日向、山中、小沢、大足、平、釜蓋、出水、矢の沢、吐中、塔の原、北村、中条、上押野、押野山、高鼻及び金井沢

## 2 指定の区域

安曇野市、松本市及び北安曇郡池田町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課、長野県安曇野建設事務所及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第143号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害警戒区域の名称

姨捨、大池1、八幡林、御麓、長尾根、大池2、羽尾及び新山

## 2 指定の区域

千曲市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第144号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害警戒区域の名称

坂城

## 2 指定の区域

埴科郡坂城町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第145号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害警戒区域の名称

法地、番場、埋牧、北尾、味大豆、富吉、花尾、志神、鴨之尾、落畠、荻之久保、裏立屋、雨池、塩沢、栗尾、絹張、初引、芋之沢、馬曲、南、甘越、鳥立、持京、梶尾、大川、久木、高府、表立屋、成就及び島

## 2 指定の区域

上水内郡小川村及び長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

道路管理課

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 立科小諸線

## 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小諸市大字大久保字1507番の17地先から小諸市大字大久保字1484番の2地先まで	旧	5.2～22.2	0.3032
同上	新	20.2～46.3	0.3032

道路管理課

**長野県告示第146号**

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成28年3月2日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成28年3月10日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名（名称）	住所	売りさばき場所
一般社団法人 長野県自動車整備振興会 伊那支部	伊那市中央5075-1	伊那市中央5075-1 一般社団法人 長野県自動車整備振興会 伊那支部

会計課

道路管理課

**長野県上田建設事務所告示第5号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月10日

長野県上田建設事務所長 河西 明彦

## 1 (1) 道路の種類 県道

## 2 (2) 路線名 別所丸子線

## 3 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市別所字横捲1852番3地先から	旧	m	km
上田市別所字欠下53番1地先まで		7.1～13.0	0.3436
同上	新	7.3～14.5	0.3442

## 2 (1) 道路の種類 県道

## 2 (2) 路線名 鹿教湯別所上田線

## 2 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市別所字横捲1852番3地先から	旧	m	km
上田市別所字比蘭樹1897番1地先まで		7.1～13.0	0.3731

道路管理課

**長野県佐久建設事務所告示第6号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月10日

長野県佐久建設事務所長 宮原宣明

**長野県飯田建設事務所告示第1号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般的の縦覧に供します。

平成28年3月10日

長野県飯田建設事務所長 水間武樹

1 道路の種類 県道

2 路線名 天竜公園阿智線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡阿智村伍和6554番の3地先から 下伊那郡阿智村伍和6440番の1地先まで	旧	m 4.6~11.1	km 0.1460
同上	新	m 7.6~26.5	km 0.1460

道路管理課

**長野県佐久建設事務所告示第7号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般的の縦覧に供します。

平成28年3月10日

長野県佐久建設事務所長 宮原宣明

1 路線名 立科小諸線

2 供用を開始する区間

小諸市大字大久保字1507番の17地先から

小諸市大字大久保字1484番の2地先まで

3 供用を開始する期日 平成28年3月10日

道路管理課

**長野県上田建設事務所告示第6号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般的の縦覧に供します。

平成28年3月10日

長野県上田建設事務所長 河西明彦

1(1) 路線名 別所丸子線

(2) 供用を開始する区間

上田市別所字横捲1852番3地先から

上田市別所字下53番1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成28年3月10日

2(1) 路線名 鹿教湯別所上田線

(2) 供用を開始する区間

上田市別所字横捲1852番3地先から

上田市別所字比蘭樹1897番1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成28年3月10日

道路管理課

**長野県飯田建設事務所告示第2号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般的の縦覧に供します。

平成28年3月10日

長野県飯田建設事務所長 水間武樹

1 路線名 天竜公園阿智線

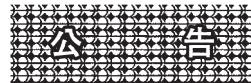
2 供用を開始する区間

下伊那郡阿智村伍和6554番の3地先から

下伊那郡阿智村伍和6440番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成28年3月10日

道路管理課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年3月10日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成28年2月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子ども・若者サポートはみんぐ

3 代表者の氏名

櫻井裕記

4 主たる事務所の所在地

伊那市荒井3500番地1 伊那市生涯学習センター5F

5 定款に記載された目的

この法人は、青少年及びそれに関わる個人、法人、その他団体等（以下、青少年等という。）に対して、子ども・若者に寄り添った多様な自立支援をおこなうとともに、本人・家族の孤立を防ぎ、だれにでも居場所と出番のある包容力のある豊かな地域社会をめざす活動をもって、すべての人が生きやすい社会の創造に寄与することを目的とする。

県民協働課